

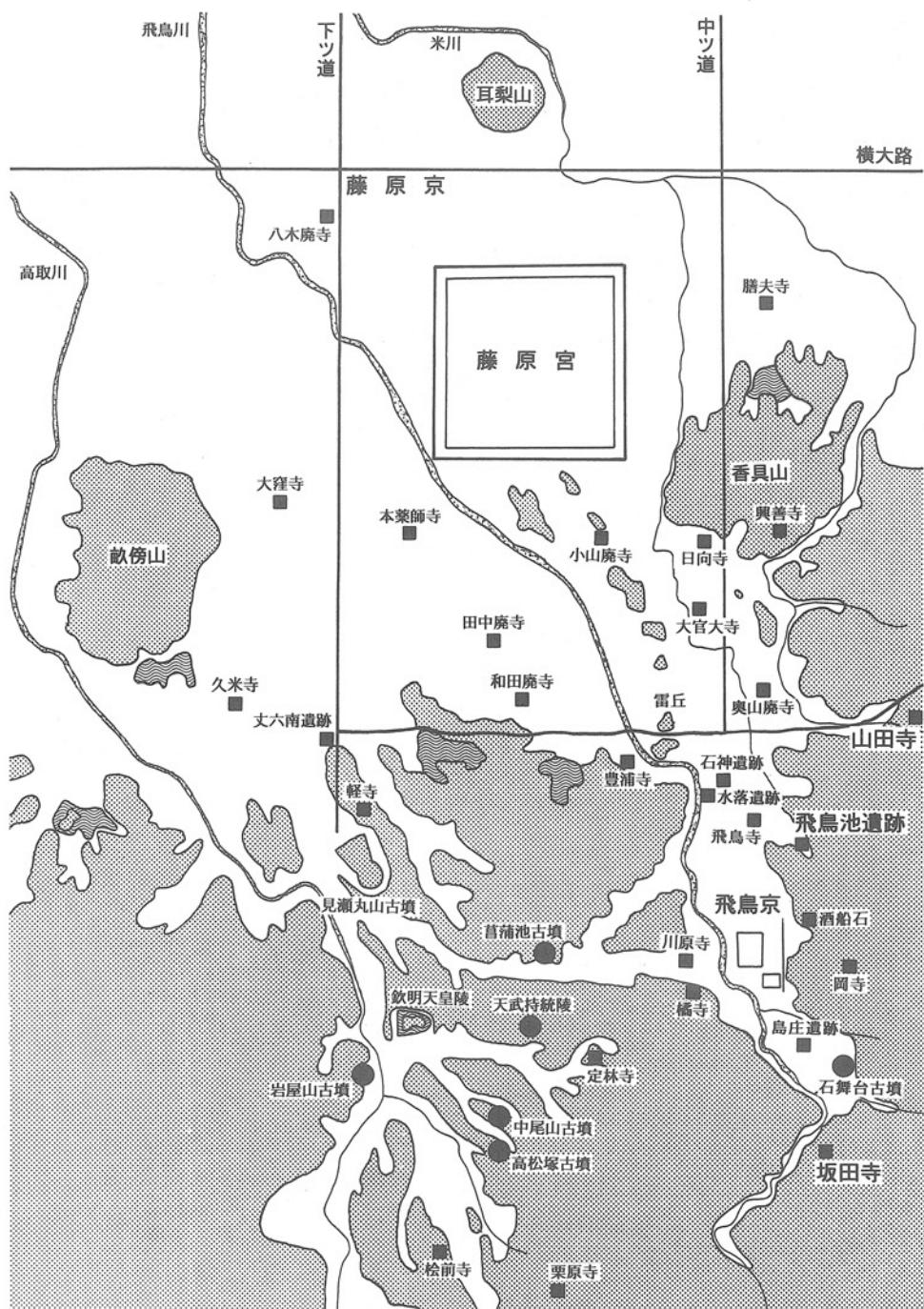
## 七世紀の宮都木簡

鶴見泰寿

### はじめに

七世紀の木簡が初めて発見されたのは奈良県の藤原宮跡で、昭和四一年度のことである。この木簡の出土により大宝令施行以前の文書行政や地方制度などが明らかとなり、郡評論争に終止符を打つなどし、古代史学界にとって木簡の出土は画期的な出来事であった。それ以後、現在までの約三〇年の間に出土例は増加しており、最近でも飛鳥京跡や飛鳥池遺跡から大量の木簡の出土をみるなど、七世紀の宮都木簡の研究は今後も大いに期待できるものと思われる。

さて、八世紀の木簡については非常に多くの研究がなされており、木簡研究において最も進歩した時代といえるが、七世紀の木簡に関しては律令のように基準となる史料や、正倉院文書のように比較すべき史料もないためか、それほど多くはない。木簡論として七世紀の木簡を扱った主な論考としては、岸俊男「木簡と大宝令」<sup>(1)</sup>、同「白髮部五十戸の貢進物付」<sup>(2)</sup>、早川庄八「公式様文書と文書木簡」<sup>(3)</sup>、



飛鳥・藤原地域の遺跡

遺構がある。これは藤原宮の造営に先立つて施行された条坊の遺構で、天武朝末年から藤原宮造営直前までの期間に限定される。最後の段階が藤原宮で、この宮室は六九四年から七一〇年頃まで存続し大宝令施行の前後にまたがっている。したがつて本稿では八世紀初頭の木簡も検討対象とした。このほか宮都に関する木簡として、山田寺や坂田寺、飛鳥池遺跡など宮都周辺の遺跡出土のものがある。<sup>(7)</sup>

七世紀の宮都木簡については八世紀のものと同様に分類することができると考えられるので、本稿では便宜的に文書・付札・その他に分類し、それに従つて考察を加えていくこととする。

一文書簡

1 前白木簡

七世紀の文書木簡といえば「前白木簡」が最も特徴的でありよく知られている。これは「某の前に白す」「御前に申す」という表現がみられる文書木簡で、単に「白す」「申す」とするものや「某の前」とだけ表現するものがあり、さらにこのような表現と併用して「恐々」「恐々謹」「恐々謹々頓首」などの用語が使われているものが多くある。前白木簡およびそれに類するものを次に掲げる。<sup>(8)</sup>

- |      |  |          |
|------|--|----------|
| (2)  | ・「御宮若子御前恐、謹□×<br>・「末□□□命坐而自知何故<br>・「呂豊カ」   | 藤原 史料六一三 |
| (3)  | ・「卿等前恐、謹解□□<br>・「卿爾受給請欲止申  | 藤原 史料八   |
| (4)  | ・「御門方大夫前白上毛野殿被賜<br>・「恐、受賜申大夫前筆   | 藤原 史料九   |
| (5)  | ・「曆作一日二赤万呂   | 藤原 史料二一  |
| (6)  | ・「但鮭者速欲等云□□<br>・「恐、謹、頓首  | 藤原 史料四六六 |
| (7)  | ・「以上博士御前白 宮守官<br>膳職曰主菓餅申解解   | 藤原 県報二一  |
| (8)  | ・「受賜味□物  | 藤原 県報二二  |
| (9)  | ・「 <small>丞</small> 大夫前白今日<br>許可賜哉 使□  | 藤原 県報二二  |
| (10) | ・「御前申薪二束受給   | 藤原 県報二二  |
| (11) | ・「菜採司謹白奴□鳴逃□行カ」<br>・「別申病女□□如□<br>・「頓首天下達□□下急」<br>・「頓首天下達□□召カ」<br>・「速可罷处在故日中之□□被賜菓」 | 藤原 概報八   |
| (12) | ・「 <small>天カ</small> 」   | 藤原 概報二二  |
| (13) | ・「 <small>大徳</small> 御前頓首」   | 飛鳥池 現說   |

- （14）・「恐、敬申 院堂童子大人□病得□〔身カ〕〔侍カ〕」  
 ・「故万病膏神明膏右□一受給申 願惠 知事」 飛鳥池 現説

（15）・「受被給藥車前子一升 久參四両 右三種」

・「多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥」 藤原 県報七五

（16）・「彈正臺笠吉麻呂請根大夫前桃子一二升 奉直丁刀良」 藤原 県報七七

（17）・「謹啓今忽有用所故醬」

・「及末醬欲給恐、謹請 馬寮」 藤原 概報五

まず前白木簡の授受関係についてみてみたい。（1）は「小僧」から「法忽師」へ出されたもの、（6）は「宮守官」から「博士」へ出されたもの、（7）は「膳職」が出されたもの、（13）は「大徳」へ出されたもの、（16）は大宝令施行直後のものになるが、彈正台の笠吉麻呂<sup>（9）</sup>が根大夫のところへ薬物を請求したものである。おそらく根大夫は典藥寮に關係する官司の官人であろう。（10）

これらをみると、まず官人、僧侶など幅広い階層で前白木簡が用いられたことが知られる。さらに、差出と宛先との間に所管一被管の關係にあることが明らかものはそれほど多くなく、例えば（16）が弾正台の官人から典藥寮關係の官人へ出されているように、行政上では上下の關係にはない役所（の官人）同士でも授受されたことがわかる。公式令を適用するならば解式ではなく移式が用いられるところとなる。後述するようにこの前白木簡の授受關係が必ずしも職務

上の上下関係のみに規制されてはいらない点は重要であると思われる。

また(17)は前白木簡ではないが、馬寮が某官司に調味料を請求したものである。左右の区別がなく単に「馬寮」とだけ記されているが、

供伴する付札木簡は国郡里制のものであり、書風も藤原宮出土木簡の中では比較的シャープなものであることから八世紀に入るものと考えられる。「謹啓」「謹請」などとあり一見して上申文書であるが、左右馬寮を監督する官司ではなく、食料品を司る官司との間にも上下関係はない。したがってこの木簡も<sup>[16]</sup>と同様に統属関係のない官司間での物品請求の上申文書ということになり、文書様式に対す  
る公式様文書との概念の違いをみてとることができる。

「法忽師」へ出されたもの、(6)は「宮守官」から「博士」へ出されたもの、(7)は「膳職」が出したもの、(13)は「大徳」へ出されたもの、(16)は大宝令施行直後のものになるが、彈正台の笠吉麻呂<sup>(9)</sup>が根大夫のところへ薬物を請求したものである。おそらく根大夫は典藥寮に關係する官司の官人であろう。<sup>(10)</sup>

これらをみると、まず官人、曾呂など福広は階層で前白木簡が用

これらをみると、まず官人、僧侶など幅広い階層で前白木簡が用いられたことが知られる。さらに、差出と宛先との間に所管—被管の関係にあることが明らかなものはそれほど多くなく、例えば(16)が弾正台の官人から典藥寮関係の官人へ出されているように、行政上では上下の関係にはない役所（の官人）同士でも授受されたことがわかり、公式令を適用するならば解式ではなく移式が用いられることとなる。後述するようにこの前白木簡の授受関係が必ずしも職務

必ずしも上下の関係だけではない。これについては、(16)のような場合、差出と宛先の両者の間には行政上の上下関係はない。差出側である彈正台笠吉麻呂が、宛先である根大夫すなわち典薬寮に関わると推定される官司から薬物を頂戴しようとしている。こういった場面においては物品を支給する側と請求する側との間で臨時に上下関係が成立し、文書の発給者は物をもらう立場にあるために、文書にへりくだつた表現を用いたようにも考えられる。表現上は上申文書

であつても、このような用法は上級・下級官司間で使用される公式令解式とはいちおう区別して考るべきであり、七世紀の前白木簡が八世紀の解式に直結するものではないことを示唆する。

差出者名の記載については、文末に記さず文章中に織り込まれてゐる例が多く、発信者・宛先を記す順序や記載の有無については特に決まりはないようであり、定まつてない。

また、文体は簡単な表現のものが多い傾向にある。「受給」「受賜」「被賜」などの用語が特に多くみられるが、これは木簡の内容とも関わつてゐると考えられる。内容に関しては、「受給」などの用語が多い点からもわかるとおり物品の請求が多数を占め、次いで多いのが上位者に対する報告に関するものである。

既に指摘されているように、前白木簡は日付を記したもののがほとんどみられない点も特徴である。この点については、前白木簡の起源を口頭伝達に求める立場に立てば口頭伝達には本来日付は存在しないといふことになり、また前白木簡の起源を中国などの文書の影響と考える立場だとまた別の考え方になるのかもしれないが、ここでは深く立ち入らない。

いずれにせよ日付を記した文書木簡が皆無に等しいということは、平城宮など八世紀の木簡とは大きく異なる点である。八世紀の木簡の多くに日付が記されるようになつたのは大宝公式令により規定されたためであるが、問題はそうした様式上の点のみにはとどまらない。

い。ここで問題となるのは、藤原宮段階までの文書木簡は、基本的には日付がなくても役割を果たすことができたのか、ということであり、換言すれば、日付がなくとも行政処理上は不都合が生じなかつたのかということである。例えば、前白木簡を受け取つて物品を支給した時点ですぐに木簡が廃棄されるならば、日付は必要とされず、別に作成された出納記録に日付を記しておけば用は足りる。報告を行なう前白木簡の場合にも、報告内容が伝達された時点で木簡の役目が果たされ不要となり処分されるのであれば、やはり日付は不要であつたのかもしれない。逆に、木簡が後の業務記録などの目的で一定期間保管される場合、日付がないと用をなさない。<sup>(15)</sup> 文書木簡の日付の有無は、行政処理の問題や紙の文書との使い分け、木簡の廃棄処分の方法などとも深く関わるものであり、今後の課題となろう。

## 2 その他の文書簡

前白木簡以外の文書木簡については、召文木簡や下達文書の木簡がある。

### (18) 「召舍人

明日香風 一七  
藤原 史料五二三

### (19) 「陶官召人

□□<sup>〔枚カ〕</sup>「屋石嶋 秦稻羽  
縣小広 和専根羽

### (20) 「八人此急召□而可入食□□首果安□□甚

藤原 史料五二九

(21) 「弥努王等解

使部使 連連連

藤原  
県報七八

符処、塞職等受

常僧 常僧 師首 市僧

常 藥 藥 首 市

(23) 伊奈止申者×

頂請申使人和

(24) 〔詔輕阿比古果安〕

「尔刀相諸人，  
上特孫而急為

(25)  大神卿宣

犬上尔支田女

御命受上食國々也

止詔大御命か諸聞

から(20)は召文木簡、  
(21)

達文書ではないが、「認

て掲げておいた。(18)は

として挙げておいた(1)は飛鳥京跡上層遺構出土(1)と(2)は藤原宮内先行条坊出土のものである。召文木簡については鬼頭清明氏により詳しく述べており、奈良時代の召文の起源が天武朝に遡る可(17)

七世紀の官司・官職名は「〇〇ノツカサ」と称されるのが一般的であります「符」とするものは<sup>(22)</sup>で、「処々の塞職に符す」とある。あつたことはよく知られているが、この木簡も「塞職」とみえ、七世紀に遡る可能性もないわけではない<sup>(20)</sup>。ただ、この木簡は藤原宮北辺

八世紀の公文書の書式は公式令にいちおう規定があるが、それに先行する七世紀の文書様式について、ここで少し考えてみたい。藤原宮出土木簡には「解」「移」「符」のように公式令に規定のある用

注目される。上端は折損し、両面に文字が書かれているが、助辞を他の文字と同じく大書している点が特徴である。<sup>(19)</sup> 内容から文武・元明の譲位の宣命に関するものとする考え方もある。ただし、短冊の片面にしか文字の記されない後世の宣命簡とは使用のされ方が異なつており、この木簡が何を目的に作成されたのかは明らかでない。

能性の高いことが指摘されている。

右にあげた下達文書はいずれも藤原宮出土のもので、「符」「詔」「宣」などの用語が見られる。<sup>(24)</sup>は公式令詔書式とは用法の違うもので、<sup>(25)</sup>とともに「ノル」を漢字で表記したものであろう。<sup>(18)</sup>このうな用字は長屋王家木簡にもしばしば見られ、平城遷都後もしばらくなは残つたらしい。<sup>(22)</sup>の「符」については後にふれる。

外濠SD一四五より出土したものであるが、同時に出土したものには辛卯年（六九二）から大宝三年（七〇三）まであるので八世紀に下がる可能性もあり、いずれのものかは判断しがたい。

次に「解」とするものは(3)、(7)、(2)の3つがある。まず(3)は「卿等前恐々謹解」とある。公式令では「差出官司名十解」とすることになっているが、この場合には最初に宛先が書かれ、さらに「恐々謹」とあるので、公式令とは全く異なる用法というべきである。この木簡の作成年代は明らかではないが、公式令には適合しておらず、「解」はやはり「モウス」の意味で使用されているものと解すべきであろう。(7)は冒頭の膳職の文字の上にやや空白があり「大膳職」とはならないので、膳職（カシワラノツカサ）ということになり七世紀代のものであるように見える。ただ「主菓餅」は宮内省大膳職におされた主菓餅（クダモノノツカサ）にあたると考えられ、やはりこの木簡も七世紀か八世紀かの区別は明らかでない。(2)の弥努王等解は公式令にほぼ則ったかたちで記されており、八世紀のものとみて差し支えないと思われる。<sup>(22)</sup>

「移」とするものには藤原宮出土木簡に「中務省移」というものがあるが<sup>(23)</sup>、これは明らかに八世紀のものである。

これらの木簡は七世紀とも八世紀とも区別のつかないものが大半であるが、かりに七世紀としても、これは文書様式の規定によるものか、あるいは用語のみを先行使用したのかが問題となってくる。

公式令の符・解・移などの公文書の様式は、授受を行なう官司間の関係を文書の様式にあらわしたものであり、省・職・寮・司などのような官司間の上下・平行関係が明確に規定されて初めて意味を持つ。一方、淨御原令制下の官制をみると、官司はいずれも「〇〇ノツカサ」の名称で、基本的には横並びであり体系的な統属関係はうかがわれない。あつたにせよ大宝令以後のものとは違い、緩やかなものだったと推測されている。<sup>(24)</sup> そのような未発達な官僚機構においては、公式令のような文書様式の規定は存在しえなかつたものと推測される。書式の規定が存在したとしても、それを有効に運用しうる系統的な組織が形成されていないからである。

このように文書の授受が行なわれた背景については、七世紀と八世紀とでは質的に大きな隔たりがあるが、このことが文書木簡の違いにも大きな影響を及ぼしているものと思われる。前述の(16)、(17)のように、八世紀初頭に作成された文書木簡で、公式令に従うならば「移」とされるべき文書がいずれも七世紀の影響を引きずつて上申文書として書かれている点は、それを証明するものである。

## 一 記 錄 簡

授受関係のない記録簡も七世紀には種々みられる。記録簡の代表的なものとして、(26)から(34)まであげておく。

(26)  
下番

(33) 仕日二三百冊カ日

藤原 史料五三二

藤原  
県報四九

廿七日之申ム人

奄智首  
連  
大嶋

藤原  
県概三〇

(28) 未日酒六升申日酒二升

(29) 月卅日智調師入坐糸卅六斤 半力

•又十一月廿二日糸十斤出受中□

(30)  
• 「本草集注上卷

•「黃芩二兩芷白芷二兩

(31) · 「漏廬湯方漏廬」兩升麻兩黃芩兩大黃兩枳實兩

白僉一両白微一両夕藁一両甘草一両

新家親王 湯方兎糸子口

本草

十五 小建 多吾企師乎久  
十五

藤原 県報二四

(33) 仕日二百〇日 [卅カ] □□ 藤原 史料五三三  
(34) 夜五十五 (右ト同一簡力) 藤原 史料五三三  
記録簡はこれ以外にも多種あるが、ここに掲出しているのはごく一部である。内容は、勤務者の歴名、(26)は勤務の交代に関するもの、(27)は用途が明らかではないが、名前を記し更にチェックを行なつたものである。また出納記録としては、(28)は酒の出納記録で、毎日酒の支出先と分量とを記したもの、(29)は飛鳥寺に関するもので、糸の出納記録である。このほか(30)、(31)のよう薬の处方を書き記したものや、(32)から(34)のように勤務評定などに関するカードなどもある。このような利用法はいずれも平城宮木簡などにもみられるものであり、記録簡の基本的な用法は七世紀末から八世紀初頭頃までにはだいたい確立されていったとみられる。また記録簡は、年紀のない限り七世紀と八世紀の区別を付けることは困難であるが、これは記録簡というものがその用途に応じたかたちで記されるものであり、文書の書式などにとらわれる性質のものではないため、八世紀との違いが表には現れてこないものと推測される。前白木簡などと比較して年月日の記されたもののが多いのは記録簡にとつて日付が重要であるためであることは言うまでもない。

次にあげる(35)、(36)である。

- (36) 留保分七段 (35) 辛巳年八月九月作□□□□

伊珂留我 一五

尻官三段 御支□三段

伊珂留我

これは六二三年製作とされる法隆寺御迦三尊像の台座内部に墨書きされたものである。<sup>(25)</sup> 墨書きは仏像台座に転用された宮殿の扉の部材に書かれており、「辛巳年」は六二一年にあたる。記録簡的な墨書きは「留保分七段」として続けてその内訳を列記しており、七世紀前半には既に記録簡が普及していたことを推測させる。以上のように、記録簡は七世紀の比較的はやい時期からみられ、宮室・寺院などの幅広い範囲において、様々な業務内容に応じて多くの種類のものが使用されていたことが知られる。

三付  
札

1 貢進物付札

今度は貢進物付札について概観する。八世紀のものに関しては今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」<sup>(26)</sup>や館野和己「荷札木簡の一考察」<sup>(27)</sup>などの研究が知られている。それに対し七世紀の付札木簡に関する研究は八世紀ほどは進んでおらず、岸俊男「木簡と大宝令」、同「白髮部五十戸の貢進物付札」<sup>(29)</sup>などが主要なものとしてあげられよ

う。七世紀の貢進物付札には様々な書式のものがみられるが、代表例を次に掲げておく。

- 〔38〕・「川奈五十戸煮一籠十八列」  
 飛鳥京 七六年年度

〔39〕・「二〇〇〇〇〇」  
 飛鳥京 九五年度

〔40〕・「凡人□□」  
 飛鳥京 九五年度

〔41〕・「湯評大井五十戸」  
 藤原 概報一

〔42〕・「凡人マ己夫」  
 藤原 年報九七

〔43〕・「耳五十戸土師安倍」  
 藤原 県報二三

〔44〕・「耳五十戸土師安倍」  
 藤原 県報二三

〔45〕・「旦波國竹野評鳥取里大贊布奈一斗五升」  
 藤原 史料五四六

〔46〕・「己亥年十月上狹國阿波評松里」  
 藤原 県報一一五

〔47〕・「科野国伊奈評□大贊」  
 藤原 概報六

〔48〕・「无耶志国薬桔梗卅斤」  
 藤原 概報九

〔49〕・「奈須評」

・「一斗」

飛鳥京 九五年度

(50) 「く海評海里伊加廿斤く」

藤原 県報六一

(51) 「美、里秦稻足二斗」

藤原 県報一〇三

付札の日付の記載については、岸俊男氏により、七世紀の木簡は金石文と同様に冒頭に年紀が記されていたが、八世紀に入ると大宝公式令に基づいて日付はすべて文末に記載されるようになつたことが明らかにされている。<sup>(30)</sup> 七世紀の文書木簡の場合には日付を記すものはまれであるのに対し、貢進物付札では日付のあるものが比較的多く、みな冒頭に記している。例えば後掲史料の(52)、(53)にみえる丁丑年は天武六年（六七七）にあたり、天武朝前半段階には付札の年紀記載はみえていたことになる。

税目については、藤原宮跡では「調」の記載のあるものが複数みつかっており、(41)のように飛鳥京跡上層遺構でも確認されている。贊木簡も飛鳥京、藤原宮から出土しているが、表記は「大贊」に統一されているのが七世紀の特徴であることが指摘されている。<sup>(31)</sup> 七世紀の貢進物付札の書式は藤原宮の段階では「年月日十地名十人名十品目十量目」というのが基本的なものとなつてているようであり、そのうちのいづれかの項目が書かれないとある。

貢進物付札木簡の出土形態に関しては、平城宮木簡の場合には特定の地域のものがまとまって出土することが多く、これは物資の保管・配分とも深く関わることが指摘されているが、<sup>(32)</sup> 七世紀の場合に

も飛鳥池遺跡からは(42)のよう伊予国湯評の貢進物付札が二点出土しており、八世紀と同様の物品管理が行なわれていたことを推測させる。

2 貢進物付札の地名の記載

さて、貢進物付札で最も重要なのは地名の表記であろう。本稿で扱っている七世紀は律令国家の形成期、地方行政制度が確立された過程の途中の時期にあたるため、貢進地名の書式も流動的であったと考えられる。七世紀後半における付札の記載様式の変遷過程については、木簡学会第一七回研究集会でも簡単に報告したが、飛鳥京跡一三次調査での木簡の出土状況を手がかりに、他の遺跡で出土している木簡も参考にしながら、次のような推測をたてた。<sup>(33)</sup>

一三次調査の木簡出土遺構は、伝承飛鳥板蓋宮跡と飛鳥寺の中間地域を東から西に流れる直線状の石組み溝で、幅約一m、深さ約一・五m、内部には遺物を含んだ砂が堆積していたが、断面を観察すると堆積状況は下から順に水流に伴つて埋没したようで、攪乱された様子はない。溝は直線で流れ方も特に乱れはなく、木簡は流れに沿うかたちで出土した。したがつて下層のものが古く、上層へ行くにつれて埋没年代も新しくなると判断される。<sup>(34)</sup> 埋土に含まれる土器は飛鳥IVが中心で、年紀を記す木簡も下層からは丁丑年（六七七）のもの、上層からは癸巳年（六九三）のものが出土しており、淨御原宮の時期とほぼ一致している。このような溝の堆積土のうち、最

下層からは「五十戸」を記した付札が、中層からは「評一五十戸」を記した付札が、上層からは「国一評一里」を記した付札が出土したので、これらの表記を別の遺跡から出土した木簡と併せて検討し、付札木簡の地名の基本的な表記がⅠ「五十戸」→Ⅱ「評一五十戸」→Ⅲ「国一評一里」と変遷したのであろうと考えた。(37)から(46)は飛鳥・藤原出土の主な付札木簡をその順に並べたものである。

(37)は飛鳥京跡下層出土のもので、同時に出土した「大花下」の木簡や土器の年代観などから七世紀第3四半期と推定されるもので、表側は「白髮部五十戸」とのみ記される。(38)、(39)はともに飛鳥京跡一三次調査で溝の底に近いところから出土したもので、天武朝前半と考えられるが、やはり五十戸名のみを記している。(40)は同じ遺構の中層から出土したもので、評・五十戸名を記す。(41)は飛鳥池出土のもの、(42)は藤原宮内先行条坊より出土したものである。(43)は藤原宮出土のものであるが、五十戸と表記した付札は藤原宮内では今のところ(42)以外ではこの一点だけである。この木簡と同じ遺構からは(32)が出土しており、天智三年(六六四)から天武一四年(六八五)にかけて施行された「小建」という冠位がみえるので、これらは何らかの事情により若干古い時期のものが混入したものと考えられる。(44)から(46)はいずれも国一評一里を記したもので、(44)は飛鳥京跡一三次調査で溝の上層から出土したものである。藤原宮内先行条坊に伴う運河SD一九〇一A出土木簡に「癸未年七月三野大野評阿漏

里」というものがあり<sup>(35)</sup>、癸未年は天武二二年(六八三)にあたる。この木簡は里の初見史料で、この頃にⅡの評一五十戸からⅢの国一評一里の書式に変わったのであろうと推測されている。

付札木簡には(47)から(51)のように国名のみのもの、国・評を記すもの、評名のみのもの、評・里を記すもの、里名のみを記すものなどがあるが、これらはⅡ、Ⅲの基本的書式から派生したものと考えられる。

貢進物付札の書式については以上のようなことが考えられるが、飛鳥池遺跡で最近出土したものに(52)、(53)がある。

(52)・「<丁丑年十二月三野国刀支評次米>  
・「<丁丑年十二月三野国刀支評次米>  
(53)・「<丁丑年十二月次米三野国物部古麻里> 飛鳥池 現説

いずれも丁丑年十二月とあり、天武六年(六七七)のものである。国名を記載した一次史料としては最古のものになり、(52)は表に国一評、裏に五十戸と記している。五十戸ではなく「五十戸造」とあるが、国・評、五十戸を同時に記載した史料としては唯一のものである。(53)も右側三分の一は欠けているが、同時期の同国からのものであり、同様に評名、五十戸名などが記されていたと推測できる。<sup>(36)</sup>これらの木簡は「スキノコメ」とあり通常の貢進物とは異なる性格のものとも考えられ、特殊な事例である可能性もあるが、国・

評・五十戸を同時に記載したとするならば、先述の貢進物付札の三つの基本的書式の中の、ⅡとⅢの間に位置する書式となる。この書式の評価は今後の史料の増加に委ねられるが、こうした木簡が今後、出土遺跡としても、記載される地名としても普遍的に出土するかどうかが問題になる。またこの国一評一五十戸の書式が特殊な事情によるものでないとするならば、Ⅱの評一五十戸の書式との関係も考えねばならない。なぜならば、評一五十戸の書式が国一評一五十戸の書式に先行するのか、あるいは評一五十戸の書式は国一評一五十戸の書式から派生したものであるのかが問題となるからである。

ただ、藤原宮期は書式のⅢに属するが、藤原宮木簡を見ると、国一評一里のすべてを記すものは意外と多くなく、むしろ評一里を記載するものが多いことに気付く。<sup>(37)</sup> これはその前段階として行なわれたⅡの評一五十戸の書式の遺制とも考えられ、したがつて評一五十戸が藤原宮期より一段階前の書式の主流であつて、Ⅲの国一評一里の制度に移行する過渡的な段階における特殊なものとして、国一評一五十戸の書式が使用されていた可能性も否定できない。憶測の域を出ないがこのようにも考えられるのではないかと思われる。

このような記載様式の変化の持つ意味を考えると、天武紀には地方行政に関する様々な記事が見え、これらの木簡の作成された七世纪半ばの建評に続く地方行政制度が整備される時期であることがわかる。したがつて記載様式の変化は、ここでは詳述しないが、国・

評など行政組織の整備と、それに伴う収取形態の変化によるものであろうと推測される。

### 3 物品付札

それでは、今度は宮都内で作成・利用された物品付札についてである。物品付札はいずれも記入内容がそれほど多くないため、全体に貢進物付札よりもやや小さめで、5cmから一二cm前後、長くてもだいたい一5cm程度である。

(54) 「大花下」 飛鳥京 七六年度  
(55) 「小山上」 飛鳥京 七六年度

(56) 「小乙下階」 飛鳥京 七六年度  
(57) 「須弥酒」 飛鳥京跡一 一三

(58) 「麦門冬三合」 藤原 県報六五  
(59) 「署預二升半」 藤原 県報六六

(60) 「十斤」 藤原 概報一

(61) 「大マ浴虎」 飛鳥京跡一 一  
(62) 「大マ阿西利」 飛鳥京跡一 一

(63) 「錦マ」  
・「錦マ」  
・「上」 飛鳥京跡一 一  
・「中」 飛鳥京跡一 一  
・「中」 飛鳥京跡一 一

これらは物の内容を明らかにしたりするために物品にくくりつけ

られた札で、飛鳥・藤原出土のものでは薬物、酒などの物品名を記載するもの（57、58、59）、数量を記載するもの（60）は坂田寺出土のもので七世紀前半の木簡である、用途は不明であるが冠位を記載したものの（54から57）がある。また（61）から（63）のように、何のために用いられたのかは明らかでないが、付札の表側に人名を記載し、裏側に別筆で上々・上・中などの等級を書き込んだものが飛鳥京跡上層遺構（現在伝承飛鳥板蓋宮跡として復原されている方形井戸から北へのびる溝SD五九〇五）から出土している。

#### 四 そ の 他

その他の木簡については、習書に関しては、論語を記したものや漢籍の一部と思われるもの、歌を詠んだものなどがある。また七世紀のもので特徴的と思われる点に、人物戯画のものが比較的よくみられることがあり、冠を着けた役人や、髭面のペルシャ人風のものなどが藤原宮や京内から出土しているが、ここでは省略する。

「大津皇子」の記載で知られる多量の木簡は飛鳥京跡一〇四次調査出土の木簡削片で、宮域東外郭を限る南北溝の東隣から出土した。木簡の出土した土坑は層位的に南北溝よりも古いようであるが、飛鳥京跡上層遺構と同時期のものである。公表されているものの中から主なものを次に列挙しておく。

「辛巳年」  
 「大乙下」  
 大津皇  
 太来  
 「大友」  
 「伊勢国」  
 「近淡」  
 「尾張カ」  
 (71) (70) (69) (68) (67) (66) (65)  
 (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78)  
 舎人宿侍  
 阿直史友足  
 觀世音  
 (74)  
 この一〇四次調査では合計一〇八二点出土したが、すべてが削片であった。削片の中には辛巳年と記されたものがいくつか含まれ、遺構の状況やその他の木簡の内容からみて、辛巳年は天武一〇年（六八二）に該当し、木簡の廃棄もこの前後と考えられる。木簡の内容は、伊勢国などの国名や、大津皇子などの人名がみえ、日本書紀の天武紀の記事と一致する点が多いことから、淨御原宮付属の史料編纂所ともいうべき役所によつて廃棄されたものとみられる。<sup>(38)</sup>

## おわりに

以上、七世紀の宮都木簡を通して、文書木簡のところでは、前白木簡や文書様式の規定との関係について、付札のところでは貢進物付札の地名の表記の問題を主にとりあげた。七世紀の貢進物付札や記録簡が徐々に整備されながら八世紀へとつながっていくのに対して、文書木簡は七世紀と八世紀とでは様式が異なるほか、文書様式に対する概念に大きな相違があることが確認でき、さらに政務上での文書木簡の処理の違いも推測され、ある種の断絶が感じられる。八世紀の膨大な文書行政は七世紀に形成されたものを基盤として成立したものと考えられるが、同じ木簡でも文書と記録・付札とで七世紀から八世紀への移行の仕方が全く異なっている点は興味深い。

文書も付札も役割を果たしたあとは最終的に廃棄されるが、最後に廃棄処分の問題について若干の考えを述べて終わりにしたい。藤原宮出土の木簡、特に文書木簡などは完形で出土するものはない。多くものは折る、割るなど何らかの処理がなされ、木簡の左右がワレ、あるいは左欠、右欠などとなっていて、さらに上端または下端がオレ、となっているものも少なくない。これは、地方出土の木簡では八世紀でもなお行なわれているよう<sup>(39)</sup>に、木簡を縦に一分割、三分割した後に、さらにへし折って廃棄されたこ

とを示している。このような廃棄法は文書木簡では多く見られ、付札の場合、一般的に考えられているように完形のまま廃棄されるものも多いが、貢進物付札であっても二分割、三分割して捨てられたものも少なからずある点は注意を要すると思われる。例えば<sup>(43)</sup>、<sup>(44)</sup>は半裁された例であり、<sup>(52)</sup>は分離していないが上半は三分割されており、<sup>(53)</sup>は三分割された左三分の一が出土している。<sup>(40)</sup>文書木簡についても平城宮木簡に比べて藤原宮木簡では、完形のものが少ないよう見受けられるが、これは時代の違いのほかに、授受後の木簡の取り扱いの違いなどがあるのかもしれない。また木簡の用途と廃棄の仕方との間にも何らかの関連があるものと思われるが、これについては今のところ明らかでない。

七世紀の木簡については、中国・朝鮮半島の史料との比較や書風、形状、寸法などなお論じるべき点も多いが、言及することができなかつた。木簡の実物史料を扱う立場にあるものにとって即物的な問題こそ重点を置くべきであつたかもしれないが、これについては他日を期したい。本稿では憶測に憶測を重ねた部分も多いため、今後も七世紀の宮都木簡について新出史料を加えつつさらに検討を重ねたいと考えているが、今回はこれでひとまず筆を擱くこととする。

### 註

- (1) 岸俊男「木簡と大宝令」(『日本古代文物の研究』、一九八八年一月、  
　　塙書房)。

- (2) 岸俊男「白髮部五十戸の貢進物付札」(『日本古代文物の研究』)。
- (3) 早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』)、一九九七年五月、吉川弘文館)。
- (4) 東野治之「木簡に現れた『某の前に申す』という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』、一九八三年三月、塙書房)。
- (5) 小澤數「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」(『権原考古学研究所論集』第九、一九八八年一〇月、吉川弘文館)。
- (6) Ⅲ期の遺構はさらにA・B二期に分けられる。A期は内郭と呼ばれる区画を中心とするもので、後岡本宮に比定される。B期はA期の遺構に加えてその南東にエビノコ郭と呼ばれる区画を新たに設けたもので、淨御原宮に比定される。小澤毅註(5)前掲論文参照。
- (7) 橋寺近辺において多量の木簡が出土したとの情報を得ているが、内容が公表されておらず詳細は不明である。
- (8) 史料の出典については以下に掲げるような略称に従う。
- 藤原史料－奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡」一・二
- 藤原県報－奈良県教育委員会「藤原宮」
- 藤原県概－奈良県教育委員会「藤原宮跡出土木簡概報」
- 藤原概報－奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」
- 藤原年報－奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」
- 飛鳥京－奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡発掘調査概報」(『奈良県遺跡調査概報』所収)
- 飛鳥京跡－奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡」
- 飛鳥池資料－奈良国立文化財研究所「飛鳥藤原第八四次調査出土木簡について」、第一九回木簡学会研究集会資料「一九九七年全国出土の木簡」
- 明日香風－飛鳥保存財團「季刊明日香風」
- (9) 彼は統日本紀にも登場し、和銅元年(七〇六)に正六位下より従五位下に叙せられ、翌年三月には造雜物法用司に任せられたことがみえる。木簡作成時点で正六位下であるならば、彈正台少忠と推測される。
- (10) 典薬寮の長官とすれば従五位下に相当し、笠吉麻呂より位階がやや上級となるのかもしれない。
- (11) 「藤原宮木簡の記載形式について」(奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡」解説付章)。
- (12) 「令義解」公式令10解式。
- (13) 早川庄八註(3)前掲論文。
- (14) 東野治之註(4)前掲論文。
- (15) 例えは長屋王家木簡の場合には、文書木簡の半分には穿孔がみられ、また日付も連続する傾向にあることから、何らかの目的で文書が一定期間ファイルされていたと考えられる。
- (16) 不要となつた木簡をその都度廃棄する場合と、ある程度蓄積されたものを一括して廃棄する場合とでは当然個々の木簡に対する処分の仕方は異なつてくるであろう。
- (17) 鬼頭清明「召文木簡について」(『古代木簡の基礎的研究』、一九九三年二月、塙書房)。
- (18) 東野治之「長屋王家木簡の文体と用語」(『長屋王家木簡の研究』、一九九六年一二月、塙書房)。
- (19) 岸俊男「宣命簡」(『日本古代文物の研究』)
- (20) 塞職＝セキノソカサ＝閔司の呼称は閔市令など大宝令にもみられ、この用語のみでは七世紀とも八世紀とも判断できない。
- (21) この木簡に關して、岸俊男氏は大宝令施行以前とするが(岸俊男註(1)前掲論文)、早川庄八氏は大宝令以後のものとする(早川庄八註(3)前掲論文)。早川氏の言うように「主菓餅」という官司名の表記

には新しさが感じられ、八世紀のものである可能性が高い。

(22) この木簡の出土遺構はSD-10五と呼ばれる、内裏外郭東側を南北へ流れる溝で、出土遺物の年代もやはり七・八世紀の両方にまたがる。この溝は大宝律令完成後まもなく埋められ、東側のSD-10一が新たに掘削されたと考えられている。

(23) 藤原概報六

(24) 春名宏昭「律令官制の内部構造—八省体制の成立—」(「律令国家官制の研究」、一九九七年七月、吉川弘文館)。

(25) この墨書は法隆寺昭和資財帳の調査で発見されたもので館野和己氏による報告がある。館野和己「釈迦三尊像台座から新発見の墨書銘」(「法隆寺昭和資財帳調査概報」伊珂留我)一五、一九九四年四月、小学館)。

(26) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(「古代木簡の研究」、一九九八年三月、吉川弘文館)。

(27) 館野和己「荷札木簡の一考察」(奈良古代史談話会編「奈良古代史論集」第一集、一九八五年五月、真陽社)。

(28) 岸俊男註(1)前掲論文。

(29) 岸俊男註(2)前掲論文。

(30) 岸俊男註(1)前掲論文。

(31) 鬼頭清明「贊貢進荷札の分析」(「古代木簡の基礎的研究」)。

(32) 舘野和己註(2)前掲論文。

(33) 和田萃・鶴見泰寿「飛鳥京跡—三次発掘調査出土木簡概報」(奈良県立橿原考古学研究所編「奈良県遺跡調査概報」一九九五年度、一九九六年三月)、拙稿「五十戸」記載の貢進物付札」(未発表)。

(34) こうした埋没状況は、例えば平城宮第二次朝堂院外郭東限の玉石組み大溝SD-2700は最下層で天平年間、中層付近で天平勝宝・宝字頃、最上層で延暦年間の木簡が出土しており、宮内の大溝においては謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

数十年にわたる堆積のあることが知られる(奈良国立文化財研究所「平城宮木簡二」解説)。

(35) 藤原史料五四四。

(36) (52)は三野国刀支評までを続けて記すが、その次には五十戸名ではなく「次米」と品目を記載しており、ウラ面冒頭の五十戸は「惠奈五十戸造阿利麻」として人名とも解され、必ずしも国一評—五十戸の史料とはいえない。(53)についても一般の貢進物付札の書式とは異なり、年月の次に「次米」と品目を記している点は注意を要する。

(37) 岸俊男「日本における『京』の成立」(「日本古代宮都の研究」一九八八年一月、岩波書店)。

(38) 亀田博・和田萃「奈良・飛鳥京跡」(本誌第一二号)、岸俊男「飛鳥出土の木簡削片」(飛鳥保存財団「季刊明日香風」一七号、一九八六年一月)、岸俊男「最近発見の飛鳥木簡について」(橿原考古学研究所友史会「日本と東アジアの考古学」、一九八七年三月)。

(39) 例えば長野県屋代遺跡群出土郡符木簡など。

(40) 飛鳥池遺跡(飛鳥藤原第八四次調査)出土木簡の観察については奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部寺崎保広氏に機会を与えていただきた。記して謝意を表する。

[追記]

(1) (53)として引用した木簡の右三分の一の接続片が存在し、「加尔評久々利五十戸人」とあることが判明した(奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」一三、一九九八年九月)。やはり国一評—五十戸の史料であるが、問題を多く含む木簡で、機会を改めて論じたい。

(2) 本稿提出後、早川庄八先生が逝去された(一〇月一〇日)。本文中にも引用している様に、早川先生は木簡研究の推進に多大な貢献をされた。個人的にも色々と指導を受けたが、先生の逝去は痛恨の極みである。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

七世紀の宮都木簡

七世紀宮都木簡出土地一覧

〔遺跡名〕	〔遺跡の年代〕	〔調査機関〕	〔出典〕
飛鳥京跡	7世紀後半～7世紀末	橿原考古学研究所	
藤原宮跡	7世紀末～8世紀初頭	奈良県教育委員会	
		奈良国立文化財研究所	
藤原京左京六条三坊	7世紀末～8世紀	奈良国立文化財研究所	本誌第9・10号
藤原京左京七条一坊	7世紀末～8世紀初頭	橿原市教育委員会	本誌第17号
藤原京左京九条三坊	飛鳥時代	明日香村教育委員会	本誌第10号
藤原京左京十一条三坊	7世紀後半～8世紀前半	奈良国立文化財研究所	本誌第14・17・18号
藤原京右京一条一坊	7世紀末～8世紀初頭	奈良国立文化財研究所	本誌第14号
藤原京右京五条四坊	7世紀～13世紀	橿原市教育委員会	本誌第15号
藤原京右京七条一坊	7世紀末～8世紀初頭	奈良国立文化財研究所	本誌第12・14・18号
藤原京右京七条二坊	7世紀末～8世紀初頭	橿原市教育委員会	本誌第13号
藤原京右京七条四坊	7世紀～10世紀	奈良国立文化財研究所	本誌第11号
藤原京右京九条四坊	7世紀末～8世紀初頭	橿原市教育委員会	本誌第16号
藤原京条坊関連遺跡	7世紀末～8世紀初頭	橿原考古学研究所	本誌第2号
四条遺跡	7世紀後半～8世紀前半	橿原考古学研究所	本誌第14号
山田道	7世紀末～8世紀前半	奈良国立文化財研究所	本誌第13号
飛鳥池遺跡	7世紀末～8世紀初頭	奈良国立文化財研究所	
坂田寺跡	7世紀前半～8世紀前半	奈良国立文化財研究所	
紀寺跡	7世紀末～8世紀初頭	橿原考古学研究所	本誌第2号
橘寺	7世紀末～8世紀中頃	奈良国立文化財研究所	本誌第9号
紀寺跡	7世紀後半～8世紀初頭	奈良国立文化財研究所	本誌第10号
山田寺跡	7世紀前半～平安時代	奈良国立文化財研究所	本誌第12号
阿倍六ノ坪遺跡	7世紀後半	橿原考古学研究所	本誌第5号
上之宮遺跡	6世紀末～7世紀初頭	桜井市教育委員会	本誌第12号
定林寺北方遺跡	7世紀後半～8世紀初頭	明日香村教育委員会	本誌第16号

(上の一覧表には7世紀の宮都木簡出土遺跡に関するもののみについて掲げた。出典の記載のないものについては本文参照。なお、飛鳥京跡出土の木簡については出典が多岐にわたっているので、ここにあらためて記しておく。10次=『飛鳥京跡 二』、28・32次=本誌第13号、51次=『奈良県遺跡調査概報 1976年度』、104次=本誌第12号および『明日香風 17』、111次=『奈良県遺跡調査概報 1987年度』、129次=本誌第16号、131次=本誌第18号および『奈良県遺跡調査概報 1995年度』)